

宮崎県立看護大学将来構想・自己点検評価委員会規程

平成 29 年 4 月 1 日

規程第 12 号

(趣旨)

第 1 条 宮崎県立看護大学（以下「本学」という。）に、宮崎県立看護大学将来構想・自己点検評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本学の将来構想に関すること。
- (2) 教育研究活動等の状況に関する自己点検及び自己評価に関すること。
- (3) FD・SD活動に関すること。
- (4) IRに関すること。
- (5) 情報化推進に関すること。
- (6) 教育・研究環境推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 研究科長
- (4) 学生部長
- (5) 附属図書館長
- (6) 看護研究・研修センター長
- (7) 本学の各種委員会の委員長の中から学長が指名する者
- (8) 事務局長

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学長をもって充て、副委員長は学部長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。
- 5 委員長及び副委員長共に事故があるときは、委員長が指名する委員が委員長の職務を行う。

(定足数)

第 5 条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第 6 条 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第 8 条 委員会に専門的事項を調査検討させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、次に掲げる部会員をもって組織する。
 - (1) 委員会の委員の中から互選された者
 - (2) 本学の専任教員の中から委員会が指名する者
- 3 専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 専門部会は、調査検討した結果を委員会に報告するものとする。

(事務)

第9条 委員会の事務は、事務局において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。